

【量の見込み】 市内の出生数の見込みに基づく妊娠届出数から対象者数を算定し、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を3回として、見込み量を算出しています。

【確保方策】 妊娠届出時や乳幼児家庭全戸訪問事業等の他の事業実施の機会に併せて妊婦等包括相談支援事業を行い、量の見込みへの対応を図ります。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規事業

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用可能とする事業です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人日)	1	3	3	10	10
	確保方策(人日)	1	3	3	10	10
1歳児	量の見込み(人日)	1	4	4	13	12
	確保方策(人日)	1	4	4	13	12
2歳児	量の見込み(人日)	1	4	4	13	13
	確保方策(人日)	1	4	4	13	13
計	量の見込み(人日)①	3	11	11	36	35
	確保方策(人日)②	3	11	11	36	35
差引(②-①)		0	0	0	0	0

【量の見込み】 令和7年度に試行し、令和8年度から開始します。保育所等を利用していない0歳6ヶ月～2歳児のうち、令和7年度は1割程度、令和8・9年度は3割程度、令和10年度以降は全員が利用するものとして、保育所等の定員見込み量を算出しています。

【確保方策】 制度の周知を図りながら、市内保育所・認定こども園・小規模保育施設にて事業を実施することにより、量の見込みへの対応を図ります。

また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

追記箇所